

坂東市移住支援金 チェックリスト

この制度は、本申請した日から5年以上継続して坂東市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③の いずれか に該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
☐	②「東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。(正規の修学年数が上限。高等専門学校にあっては2年)	
☐	③「上記①及び②の期間がいずれも通算5年未満であるが、合算すれば5年以上」である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③の いずれか に該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
☐	②「東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。(正規の修学年数が上限。高等専門学校にあっては2年) ※東京23区への通勤期間は、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)の いずれか に該当する		はい・いいえ
(1)テレワークに関する要件 下記①～⑤の 全て に該当する		
☐	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
☐	②国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による支援、助成を受けていないこと。	
☐	③転入日から申請日までの間、勤務日の8割以上かつ週20時間以上、本市で勤務していること。	
☐	④勤務先から通勤手当を支給されていないこと(定期券代以外の、出社実績に応じた実費支給は可)。	
☐	⑤申請者又は同一世帯の者が、市内の住宅を新築又は購入したこと。(無償譲渡や相続は不可)	
(2)関係人口に関する要件 共通要件を全て満たし、かつ、下記①～②の どちらか に該当する		
共通	◎申請者又は同一世帯の者が、市内住宅を新築又は購入したこと。(無償譲渡や相続は不可)	
共通	◎(A)茨城県内の農林水産業(専業)に就業している、(B)茨城県内の農林水産業(専業)を承継している、(C)「認定農業者」又は「認定新規就農者」である、のいずれかであること。	
☐	①住民票を移す直前から5年間(住民票を移す直前の日から起算して1年遡った日までの期間を1年度とし、5年度分遡った期間をいう。)のうち、通算3年以上、本市又は本市観光協会が主催する行事に、運営スタッフとして参加した経験を有すること。	
☐	②茨城県が実施する関係人口創出事業に参加したことがあること。	
(3)就職に関する要件(一般の場合) 下記①～⑥の 全て に該当する		
☐	①勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	
☐	②茨城県の就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。	
☐	③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
☐	④週20時間以上の無期雇用契約であること。	
☐	⑤申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。	
☐	⑥転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	

(4)就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①～⑤の 全て に該当する	
☐	①内閣府が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。
☐	②週20時間以上の無期雇用契約であること。
☐	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
☐	④申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
☐	⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
(5)起業に関する要件	
☐	茨城県が実施する地域課題解決型起業支援事業による起業支援金の交付決定を受けていること(予定を含む)。

3 その他の要件

下記①～⑦の 全て に該当する		はい・いいえ
☐	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	
☐	③世帯全員に市税等の滞納がないこと。	
☐	④以前に本市が実施するその他の移住に関する費用の補助制度を利用したことがないこと。	
☐	⑤転入する日の1年前までに、書面により事前相談を行っていること。	
☐	⑥過去10年以内に、移住支援金を受けた世帯に属していないこと。(全額返還されている場合や、当時18歳未満であった方が5年以上空けて18歳以上になってから申請する場合を除く。)	
☐	⑦申請書別紙1及び同別紙2に記載の事項を誓約・承諾していること。	

4 世帯の場合

下記①～⑤の 全て に該当する		はい・いいえ
☐	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していること。	
☐	②申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定であること。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において、移住後の在住期間が3か月以上1年以内である必要あり)	
☐	③申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。	
☐	④申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	⑤申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に、移住支援金を受けた世帯に属していないこと。(全額返還されている場合や、当時18歳未満であった方が5年以上空けて18歳以上になってから申請する場合を除く。)	

※ 備考

【東京圏】

東京23区外の東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※条件不利地域を除く

【条件不利地域】

東京都 : 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼玉県 : 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県 : 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 神奈川県 : 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村